

公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団研究活動上の不正行為に係る調査要項

(目的)

第1条 この要項は、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団（以下「財団」という。）における公正な研究活動の推進等に関する規程（以下「規程」という。）第8条第2項の規定に基づき、研究活動上の不正行為に係る調査委員会及び調査に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項における用語は、規程において使用する用語の例による。

(通報に係る事案の調査)

第3条 統括責任者は、規程第10条第4項の報告を受けたとき又は規程第10条第8項により通報があったとみなしたときは、この要項の定めるところにより、当該事案について調査を行う。

2 統括責任者は、規程第10条第4項の報告を受けたとき又は規程第10条第8項により通報があったとみなしたときは、研究倫理教育責任者（研究倫理教育責任者が通報の対象に含まれているときは、これに代わる者とする。以下同じ。）及び理事長に通知する。

(予備調査)

第4条 統括責任者は、規程第10条第4項の報告を受けたとき又は規程第10条第8項により通報があったとみなしたときは、研究倫理教育責任者に、次の各号に掲げる事項について予備調査を指示し、当該報告を受けた日又は通報があったとみなした日から概ね30日以内（特別な事情がある場合には60日以内）に、その調査結果の報告をさせるものとする。

(1) 当該通報がなされた研究活動上の不正行為が行われた可能性

(2) 規程第10条第2項第3号の規定により示された科学的合理的理由と当該通報がなされた研究活動上の不正行為との関連性及び論理性

(3) 通報があった研究活動上の不正行為があったと推定される時期から当該通報がされるまでの期間が、統括責任者が規程第7条第2項により定める研究データの保存年限（以下「研究データの保存年限」という。）を経過するか否か

2 前項に定めるもののほか、研究倫理教育責任者は、次の各号に掲げる事項を前項の調査結果の報告と併せて統括責任者に報告するものとする。

(1) 次条の規定による調査の要否

(2) 研究活動上の不正行為が行われていない可能性が高いと認められるときは、当該通報が悪意に基づくものである可能性

- 3 予備調査は、当該通報があった研究活動上の不正行為に係る資料の精査及び関係者のヒアリングにより行うものとする。
- 4 研究倫理教育責任者は、通報がされる前に投稿が取り下げられた論文等に対する通報に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯、事情等を考慮のうえ、次条の規定による調査の可否を判断するものとする。
- 5 研究倫理教育責任者は、予備調査の実施に当たり、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力を求めることができる。

(本調査の可否の報告及び通知等)

第5条 統括責任者は、前条第1項及び第2項の予備調査の結果等の報告に基づき、当該事案について、更に本格的な調査（以下「本調査」という。）を行うか否かを速やかに決定し、その旨理由を付して研究倫理教育責任者に報告する。

- 2 統括責任者は、研究活動上の不正行為があったと推定される時期から研究データの保存年限を経過し、又は規程第10条第2項各号に掲げる事項に不備がある場合その他本調査を実施することが困難であると認める場合は、当該通報に係る本調査を行わないことができる。この場合、統括責任者は、当該決定及びその理由を速やかに通報者（研究活動上の不正行為を指摘した学会、他機関等を含む。以下同じ。）に通知する。
- 3 統括責任者は、前項の通知を受けた通報者から予備調査に係る資料について開示請求があった場合は、当該予備調査に係る資料のうち、統括責任者において開示が相当と認めるものに限り開示することができる。
- 4 本調査は、その実施を決定した日から30日以内に開始するものとする。
- 5 統括責任者は、第1項により本調査を行う決定をしたときは、当該事案に係る調査を行うため、第8条第1項に定める研究倫理調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置するものとする。
- 6 統括責任者は、第1項により本調査を行う決定をしたときは、本調査の実施決定及びその理由並びに調査委員会委員の所属及び氏名を、速やかに、理事長、通報者及び被通報者に通知する。
- 7 前項の通知を受けた理事長は、速やかに、文部科学省に本調査の実施を決定した旨を報告する。
- 8 第6項の通知を受けた理事長は、当該事案に係る研究が他機関から資金配分を受けて行われたものである場合は速やかに、本調査の実施を決定した旨を当該配分機関に報告する。また、被通報者に他機関に所属する者がいる場合は、速やかに、本調査の実施を決定した旨を当該他機関の長に通知する。
- 9 統括責任者は、第1項により本調査の実施を決定した場合であって、当該本調査の内容が、通報が悪意に基づくものである可能性があり、その調査を行うものであるときは、その旨を理事長に通知する。ただし、通報者が他機関に所属する者である場合は、理事長が

当該他機関の長にその旨を通知する。

(異議申立)

第6条 通報者及び被通報者は、前条第2項又は第6項の通知の内容に異議があるときは、当該通知を受けた日から7日以内に、統括責任者に対して異議申立をすることができる。

2 前項の異議申立は、申立の趣旨及び理由を具体的に記載した書面により行うものとする。

3 統括責任者は、第1項により異議申立があった場合は、その内容を審査し、必要と認めるときは、本調査に係る調査委員会委員を交代させ、又は研究倫理教育責任者に再度の予備調査の実施を指示する。

4 統括責任者は、前項の審査の結果及び調査委員会委員に交代があったときは当該交代に係る調査委員会委員の所属及び氏名を、通報者及び被通報者に通知する。

5 前項の通知を受けた通報者及び被通報者は、当該通知の内容に異議があるときは、当該通知を受けた日から7日以内に、統括責任者に対して異議申立をすることができる。この場合においては、前3項の規定を準用する。

(研究費の使用停止措置)

第7条 研究倫理教育責任者は、第5条第1項により本調査の実施決定の報告を受けた場合において、必要と認めるときは、第11条第4項の報告を受けるまでの間、被通報者(他機関に所属する者を除く。)に対して当該事案に係る研究の研究費の使用停止その他必要な措置を講じることができる。

(研究倫理調査委員会の構成)

第8条 調査委員会は、統括責任者が委嘱する財団外の有識者(以下「有識者」という。)が委員の半数以上でなければならず、財団の職員と合せて3名以上の委員により組織する。また、全ての調査委員会の委員は、通報者又は被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

2 前項の有識者の委員のうち1名以上は、法律に関する専門家でなければならない。

3 委員会に委員長を置き、第1項の財団の職員である委員のうちから統括責任者が指名する。

4 統括責任者は、第1項の委員の委嘱に当たり、当該委嘱する委員に、第16条第1項又は第2項の定めるところにより調査委員会委員の所属及び氏名を公表する旨、通知するものとする。

(研究活動上の不正行為に関する調査)

第9条 調査委員会は、調査の実施に際し調査対象、方法等を示した調査方針を定め、統括

責任者及び研究倫理教育責任者に当該調査方針を報告する。

- 2 統括責任者は、前項の報告を受けたときは、調査方針を検証するとともに、必要と認めるときは、調査委員会に調査方針の修正を指示する。

(調査方法等)

- 第10条 調査は、当該通報において指摘された研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他の資料の精査及び関係者のヒアリングにより行い、必要に応じ、被通報者に対して、再実験等を要請して必要資料の提出を求め、これらに基づく調査を行うものとする。
- 2 前項の調査に際しては、被通報者に対し、弁明の機会を与えてその聴取をするとともに、再実験等を要請する場合には、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）を与えなければならない。
- 3 再実験等は、調査委員会の指導及び監督の下に行うものとする。
- 4 被通報者は、第2項の弁明の機会において、当該通報の内容を否認するときは、当該研究が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと並びに当該論文等がそれに基づいて適切な表現により記載されたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 5 統括責任者は、第1項の調査の実施に関し、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力を求めることができる。
- 6 第1項の規定にかかわらず、調査委員会は、当該調査において有益かつ必要と認めるときは、調査に関連する被通報者の他の研究を調査対象とすることがある。
- 7 統括責任者は、第1項及び前項の調査に際して、証拠となる資料等を保全する措置をとることができる。ただし、当該措置は、被通報者の研究活動を過度に制限しない必要最小限の範囲及び期間にするよう配慮しなければならない。
- 8 調査に関係する者は、調査に当たっては、調査対象の研究に係る公表前のデータ又は論文等の研究上若しくは技術上秘密とすべき情報を、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩させてはならない。

(検証、認定及び調査結果の報告)

- 第11条 調査委員会は、当該調査結果等を検証するとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸要素を総合的に判断して、研究活動上の不正行為が行われたか否かの認定を行う。ただし、被通報者の自認のみをもって研究活動上の不正行為が行われたと認定することはできない。
- 2 調査委員会は、前条第4項の被通報者からの説明その他の証拠の提出によって、研究活動上の不正行為が行われたとの疑いが覆されないときは、研究活動上の不正行為が行われたと認定することができる。また、実験・観察ノート、生データその他の資料が保存義務期間を経過していないにもかかわらず存在しない等、本来存在すべき基本的な要素

が不足していることにより、被通報者が、研究活動上の不正行為が行われたとの疑いを覆すに足る証拠を示すことができないときも、同様とする。ただし、被通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、天災事変その他やむを得ない事由又は被通報者の責めに帰することができない事由により、当該通報において指摘された当該研究に係る実験・観察ノート、生データその他の資料を十分に示すことができなくなった場合等、正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

- 3 前項の説明に係る責任の程度及び本来存在すべき資料等については、研究分野の特性に応じ、調査委員会が判断する。
- 4 調査委員会は、本調査の開始後概ね150日以内に次の各号に掲げる事項の認定を行うとともに、これを含んだ本調査の結果をまとめ、統括責任者及び研究倫理教育責任者に報告する。
 - (1) 研究活動上の不正行為が行われたか否か
 - (2) 研究活動上の不正行為が行われたと認定したときは、その内容、研究活動上の不正行為に関与した者及びその関与の度合、研究活動上の不正行為が行われたと認定した研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割並びに当該論文等及び当該研究が学術分野に与える影響
 - (3) 研究活動上の不正行為が行われたと認定したときは、その発生要因、再発防止策等
 - (4) 研究活動上の不正行為に関与した者が他者の指示により研究活動上の不正行為を行ったと判断したときは、それを拒否できる立場にあったか否か
 - (5) 研究活動上の不正行為が行われていないと認定したときは、通報が悪意に基づくものであったか否か
- 5 調査委員会は、研究活動上の不正行為が行われていないと認定し、併せて通報が悪意に基づくものであったと認定するに当たっては、通報者に対して書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 6 前項の弁明は、原則として弁明の機会を付与した日から14日以内に、書面を提出し、又は調査委員会へ出頭して行うものとする。
- 7 前項の場合において、通報者が正当な理由なく、書面を提出せず、又は調査委員会に出頭しなかった場合には、当該通報者は悪意の認定について争うことはできない。

(調査結果の通知)

- 第12条 統括責任者は、前条第4項の規定により報告を受けた調査結果について、速やかに理事長に報告するものとする。
- 2 前項の報告を受けた理事長は、当該報告を受けた調査結果について、文部科学省に報告する。
- 3 第1項の報告を受けた理事長は、第5条第8項により配分機関に報告し、又は他機関の長に通知している場合は、第1項の規定により報告を受けた調査結果について当該配分

機関に報告し、又は当該他機関の長に当該調査結果を通知するものとする。

- 4 統括責任者は、前条第4項の規定により報告を受けた調査結果のうち、次の各号に掲げる事項を、通報者及び被通報者（被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に、理事長が前2項による報告又は通知を行った後速やかに通知するものとする。

（1）研究活動上の不正行為が行われたか否か

（2）研究活動上の不正行為が行われたと認定したときは、その内容、研究活動上の不正行為に関与した者及びその関与の度合並びに研究活動上の不正行為が行われたと認定した研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割

（3）研究活動上の不正行為に関与した者が他者の指示により研究活動上の不正行為を行ったと判断したときは、それを拒否できる立場にあったか否か

（4）研究活動上の不正行為が行われていないと認定したときは、通報が悪意に基づくものであったか否か

- 5 理事長は、第5条第9項の通知を行っている場合において第1項の報告を受けたとき及び第5条第9項の通知を行っていない場合であっても、第1項の規定により報告を受けた調査結果において、通報が悪意に基づくものであるとの認定があったとき（通報者が他機関に所属する者である場合に限る。）は、当該他機関の長に当該調査結果を通知する。

- 6 理事長は、第5条第7項又は第8項により文部科学省又は配分機関に報告を行っている場合で、文部科学省又は当該配分機関から研究活動上の不正行為に係る調査の経過について報告を求められたときは、調査の進捗状況を文部科学省又は当該配分機関に報告するものとする。

（不服申立）

第13条 前条第4項の通知を受けた通報者（通報が悪意に基づくものであると認定された通報者（被通報者の不服申立により次条の規定による再調査を行った結果、通報が悪意に基づくものであると認定された者を含む。）に限る。）及び被通報者（研究活動上の不正行為を行ったと認定された被通報者に限る。）は、当該通知を受けた日から30日以内に、統括責任者に対し、不服申立をすることができる。この場合、通報者による不服申立は、通報が悪意に基づくことについてのみ行えるものとする。

- 2 前項の不服申立は、申立の趣旨及び理由を具体的に記載した書面により行うものとする。

- 3 第1項の不服申立をする者は、前条第4項の通知を受けた日から30日の期間内であっても、同一理由による不服申立を繰り返すことはできない。

- 4 統括責任者は、第1項の不服申立を受けたときは、その旨を、被通報者からの不服申立である場合には通報者に、通報者からの不服申立である場合には被通報者に通知するとともに、理事長及び研究倫理教育責任者に通知する。

- 5 理事長は、前条第5項の通知を行っている場合において前項により不服申立を受けた旨の通知を受けたときは、その旨を当該他機関の長に通知する。
- 6 理事長は、第4項の通知を受けた場合は、不服申立を受けた旨を文部科学省に報告する。
- 7 理事長は、前条第3項の報告又は通知を行っている場合において第4項の通知を受けたときは、不服申立を受けた旨を配分機関へ報告し、又は被通報者が所属する他機関の長に通知する。

(不服申立の審査及び再調査)

- 第14条 統括責任者は、前条第1項の不服申立を受けたときは、調査委員会に不服申立の審査を行わせる。審査にあたって、新たに専門性を要する判断が必要となり、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由があると統括責任者が認めた場合は、調査委員会委員を交代させ、又は調査委員会に代えて他の者に審査させることができる。
- 2 前項後段により調査委員会委員を交代させ、又は調査委員会に代えて他の者に審査させる場合において、統括責任者は、当該交代に係る調査委員会委員又は調査委員会に代えて審査させる者の所属及び氏名を、理事長、調査委員会、通報者及び被通報者に通知する。
 - 3 調査委員会は、第1項の審査においては、不服申立の趣旨及び理由を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し、その結果を速やかに統括責任者に報告する。
 - 4 前項の報告を受けた統括責任者は、速やかに再調査を行うか否かを決定し、その旨を通報者、被通報者、理事長及び研究倫理教育責任者に通知する。ただし、通報者が他機関に所属する者である場合は、理事長が当該他機関の長に通知する。
 - 5 前項の通知を受けた理事長は、再調査を行うか否かを、文部科学省に報告する。
 - 6 第4項の通知を受けた理事長は、前条第7項の報告又は通知を行っている場合にあっては、再調査を行うか否かを、配分機関へ報告し、又は被通報者が所属する他機関の長に通知する。
 - 7 統括責任者は、再調査を行うことを決定したときは、調査委員会に再調査を指示する。
 - 8 不服申立を行った通報者及び被通報者は、再調査において、第11条第4項の調査結果を覆すに足る資料の提出その他当該事案の速やかな解決に必要な協力を求められた場合は、誠実にこれに協力するものとする。なお、通報者又は被通報者が必要な協力を行わないときは、再調査を行わず、又は打ち切ることがある。
 - 9 調査委員会は、再調査を開始した場合は、当該不服申立を受けた日から概ね50日（通報者からの不服申立の場合にあっては30日）以内に、再調査の結果をまとめ、第11条第4項の調査結果を覆すか否かを決定するとともに、その結果を速やかに統括責任者及び研究倫理教育責任者に報告するものとする。
 - 10 第12条第1項から第5項までの規定は、再調査における調査結果の通知の場合に準用する。この場合において「前条第4項」とあるのは「第14条第9項」と、「調査結果」とあるのは「再調査の結果」と読み替えるものとする。

(調査資料の提出)

第15条 統括責任者は、第5条第7項又は第8項により文部科学省又は配分機関に報告を行っている場合において、文部科学省又は当該配分機関から要求があるときは、調査委員会の議を経て、当該研究活動上の不正行為に係る調査に関する資料を提出し、又は閲覧させることがある。ただし、調査委員会における調査に支障がある場合その他正当な理由がある場合はこの限りでない。

(調査結果の公表等)

第16条 統括責任者は、第11条第4項の調査結果又は第14条第9項の再調査の結果(以下「調査結果等」という。)の報告において、研究活動上の不正行為が行われたと認定された旨の報告を受けた場合は、速やかに次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 研究活動上の不正行為に関与した者の所属及び氏名
- (2) 研究活動上の不正行為の内容
- (3) 財団が公表時まで研究活動上の不正行為に対して行った措置の内容
- (4) 調査委員会委員の所属及び氏名
- (5) 調査の方法・手順
- (6) その他統括責任者が必要と認める事項

2 統括責任者は、調査結果等の報告において、研究活動上の不正行為が行われていないと認定された旨の報告を受けた場合は、原則として、公表は行わないものとする。ただし、被通報者からの求めがある場合は、被通報者の所属及び氏名(被通報者が公表を希望する場合に限る。)、研究活動上の不正行為が行われていないこと(論文等に故意によるものではない誤りがあった場合は、そのことを含む。)、調査委員会委員の所属及び氏名並びに調査の方法及び手順を公表するものとする。

3 統括責任者は、調査結果等の報告において、通報が悪意に基づくものであるとの認定があった場合は、その旨を公表するものとする。

4 前3項の公表は、第13条第1項の規定による不服申立の期間を考慮して行うものとする。

5 統括責任者は、規程第10条第8項の規定により調査を行う場合において、報道機関の報道による研究活動上の不正行為の指摘に基づき調査を行う場合は、必要に応じて調査の状況を公表するものとする。

(認定後の措置)

第17条 研究倫理教育責任者は、調査結果等において、研究活動上の不正行為が行われたとの認定があった場合は、第7条又は第10条第7項の規定により講じた措置を延長す

ることができる。

- 2 研究倫理教育責任者は、調査結果等において、研究活動上の不正行為が行われていないとの認定があった場合は、通報に基づき講じた一切の措置を解除するとともに、当該事案において研究活動上の不正行為が行われていない旨を関係者に周知する等、研究活動上の不正行為を行っていないと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。
- 3 統括責任者は、第11条第4項の調査結果において研究活動上の不正行為が行われたとの認定があった場合であって、当該調査結果について、第13条第1項の不服申立があったときは、必要に応じて、第1項の措置を研究倫理教育責任者に留保させる等の措置を講じることができる。
- 4 前項の措置を講じた場合において、統括責任者は、当該不服申立に関し、第14条第9項の報告を受けたときは、前項で留保した措置を研究倫理教育責任者に講じさせる等、必要な措置を講じるものとする。

(その他の調査)

- 第18条 第3条第1項に定めるもののほか、統括責任者が研究活動上の不正行為について、調査が必要と認める場合は、研究倫理教育責任者に調査を指示することができる。
- 2 前項の調査は、原則として本要項に準じて実施するものとする。

(事務)

- 第19条 研究活動上の不正行為に係る調査委員会及び調査に関する事務は、監査室において処理する。

(その他)

- 第20条 この要項に定めるもののほか、研究活動上の不正行為に係る調査の実施に関し必要な事項は、統括責任者が定める。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和4年12月22日から実施する。

附 則

この要項は、令和7年11月20日から施行する。